

設置者の皆様へ

自家用電気工作物に係る手続きのご案内

－電気事業法に基づく保安規程、主任技術者の届出等について－

平成30年

経済産業省 中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署

1. 自家用電気工作物について

「ご存じですか？」

「電力会社から600ボルトを超える電圧で受電する電気設備」や「一定出力以上の発電設備」等は、「自家用電気工作物」として電気事業法の規制を受け、国への手続き等が必要となります。

→詳細は、2ページ [2. 自家用電気工作物とは](#) 及び [3. 自家用電気工作物に係る保安規制](#) をご覧下さい。

「主な手続きは次の2つです。」

1. 設置者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するために保安規程を定め、国に届け出ること

→詳細は、3ページ [4. 保安規程について](#) をご覧下さい。

2. 設置者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるために電気主任技術者を選任し、国に届け出ること

→詳細は、4ページ [5. 電気主任技術者について](#) をご覧下さい。

「お問い合わせはこちらまで」

制度や手続きに関するお問い合わせは、中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署まで、お問い合わせ下さい。

→連絡先は、8ページ [7. お問い合わせ先](#) をご覧下さい。

電気設備は、取扱いを誤ると感電、火災等の事故を引き起こす危険性を持っています。それらの事故を未然に防ぐためにも、この案内をご覧いただきまして、必要な手続きを行っていただきますようお願いいたします。

2. 自家用電気工作物とは

自家用電気工作物とは、電気事業法第38条において、「次に掲げる事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物」と定義されております。

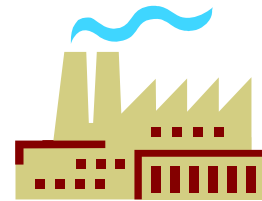
①一般送配電事業、②送電事業、③特定送配電事業、④発電事業であって、その事業の用に供する発電用の電気工作物が主務省令で定める要件に該当するもの
具体的には、次のようなものが該当します。

(ビル、工場、商業施設等の電気設備)

- ・電力会社等から600Vを超える電圧で受電して電気を使用する設備
- ・発電設備（次の小出力発電設備を除く。）とその発電した電気を使用する設備
ただし、複数の(1)～(6)の発電用の電気工作物を電氣的に接続し同一構内に設置する場合、それらの設備の出力が50kW以上となるものを除く。

※小出力発電設備とは次のとおり

- (1)出力50kW未満の太陽電池発電設備
 - (2)出力20kW未満の風力発電設備
 - (3)出力20kW未満及び最大使用水量毎秒1立法メートル未満の水力発電設備(ダムを伴うものを除く。)
 - (4)出力10kW未満の内燃力を原動力とする火力発電設備
 - (5)出力10kW未満の次のいずれかに該当する燃料電池発電設備
 - イ. 固体高分子型又は固体酸化物型であって、燃料・改質系統設備の最高使用圧力が0.1MPa未満のもの。
 - ロ. 燃料電池車両に設置されるものであって、道路運送車両の保安基準に適合するもの。
 - (6)出力10kW未満の発電用火力設備に関する技術基準に規定するスターリングエンジンを原動力とする発電設備
- ・電力会社等からの受電のための電線路以外に構外にわたる電線路を有する電気設備



3. 自家用電気工作物に係る保安規制

自家用電気工作物を設置する者（以下「設置者」という。）は、公共の安全の確保及び環境の保全を図るために、設置者自らが自己責任のもとに電気の保安を確保する義務があり、電気事業法の規定により、次のことを行う必要があります。

①自家用電気工作物の維持／技術基準適合維持（電気事業法第39条）

設置者は、自家用電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持すること。

②保安規程の制定、届出、遵守（電気事業法第42条）

設置者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するために保安規程を定め、国に届け出ること。また、設置者及びその従業者は、保安規程を守ること。

③電気主任技術者の選任、届出（電気事業法第43条）

設置者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるために電気主任技術者を選任し、国に届け出ること。

※水力発電所のダム・水路や火力発電所のボイラー・タービンについては、電気主任技術者以外の主任技術者も選任する必要があります。

※このほか、電気事故が発生した場合は事故報告、廃止した場合は廃止報告、受電電圧1万V以上の需要設備、ばい煙発生施設等を設置する場合は工事計画の事前届出等を行う必要があります。

4. 保安規程について

保安規程は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するために、設置者が定めるルールです。設置者及びその従業者は、保安規程を守らなければなりません。

設置者は、保安を一体的に確保することが必要な自家用電気工作物の組織ごとに保安規程を定める必要があります。一体の組織ですので、会社単位または支店、工場等の事業場単位で作成することになります。

保安規程には、主に次の項目について具体的に定める必要があります。

(電気事業法施行規則第50条第3項)

- ・ 電気工作物の工事、維持又は運用に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。
- ・ 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対する保安教育に関すること。
- ・ 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視・点検及び検査に関すること。
- ・ 電気工作物の運転又は操作に関すること。
- ・ 発電所の運転を相当期間停止する場合における保全の方法に関すること。
- ・ 災害その他非常の場合に採るべき措置に関すること。
- ・ 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安についての記録に関すること。
- ・ 事業用電気工作物(使用前自主検査、溶接事業者検査若しくは定期事業者検査(以下「法定事業者検査」と総称する。))又は法第51条の2第1項若しくは第2項の確認(以下「使用前自己確認」という。)を実施するものに限る。)の法定事業者検査又は使用前自己確認に係る実施体制及び記録の保存に関すること。
- ・ その他、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関し必要な事項

上記によって作成した保安規程は、「保安規程届出書」により国(産業保安監督部長または経済産業大臣)に届け出る必要があります。

また、届け出た保安規程に変更があった場合は、「保安規程変更届出書」により国(産業保安監督部長または経済産業大臣)に届け出る必要があります。



5. 電気主任技術者について

電気主任技術者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるために、設置者が選任する有資格者です。自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければなりません。

設置者は、設備または事業場ごとに電気主任技術者を次の①から③までのいずれかの方法により選任するか、あるいは④の方法により保安管理業務外部委託の承認を得る必要があります。

①有資格者選任（電気事業法第43条第1項、第3項）

電気主任技術者免状の交付を受けている人を電気主任技術者として選任することをいいます。この場合、「主任技術者選任又は解任届出書」により国（産業保安監督部長または経済産業大臣）に選任したことを届け出ることとなります。

②有資格者以外の選任（電気事業法第43条第2項）

電気主任技術者免状の交付は受けていないが、電気設備に関し一定の知識・技能を有する人（例えば、電気工事士免状を持っている人、工業高校の電気科で規定の科目を修めて卒業した人等）を電気主任技術者として選任することをいいます。この場合、「主任技術者選任許可申請書」により国（産業保安監督部長または経済産業大臣）の許可を得る必要があります。

③兼任（電気事業法施行規則第52条第4項ただし書き）

設置者が既にある自家用電気工作物の事業場の電気主任技術者として選任している者を別の自家用電気工作物の電気主任技術者として兼任させることをいいます。この場合、「主任技術者兼任承認申請書」により国（産業保安監督部長または経済産業大臣）の承認を得る必要があります。

④保安管理業務外部委託（電気事業法施行規則第52条第2項）

電気管理技術者（電気設備の保安業務を専門に行っている個人事業者）または電気保安法人（電気設備の保安業務を行っている法人）に保安業務を委託することをいいます。この場合、「保安管理業務外部委託承認申請書」により国（産業保安監督部長または経済産業大臣）の承認を得る必要があります。

※上記④は、出力 2,000kW 未満の発電所（水力発電所、火力発電所、太陽電池発電所及び風力発電所に限る。）、出力 1,000kW 未満の発電所（前記に掲げるものを除く。）、電圧 7,000V 以下で受電する需要設備、電圧 600V 以下の配電線路に係る事業場であって、施行規則 52 条の 2 に規定された要件に該当する者（別に告示された要件に該当する法人及び個人事業者（電気管理技術者））との間に当該発電所、需要設備又は配電線路を管理する事業場の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を委託する契約を締結している者であって保安上支障がないものとして、中部近畿産業保安監督部長の承認を受けた場合には当該事業場に主任技術者を選任しないことができるものです。

（注意）

自家用電気工作物に係る手続きは、自家用電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部（産業保安監督部長）に対して行いますが、設置の場所が二つ以上の産業保安監督部の管轄区域にある場合は、経済産業省（経済産業大臣）に対して行います。

6. 手続きの様式

○保安規程に係る届出

- (保安規程を作成した場合) 様式第 41 (第 51 条関係)
(保安規程を変更した場合) 様式第 42 (第 51 条関係)

○電気主任技術者に係る届出・申請

- (有資格者選任の場合) 様式第 46 (第 55 条関係)
(有資格者以外の選任の場合) 様式第 45 (第 54 条関係)
(兼任の場合) 様式第 44 (第 53 条の 2 関係)
(保安管理業務外部委託の場合) 様式第 43 (第 53 条関係)



○自家用電気工作物廃止に係る届出

- (設備を廃止した場合) (電気関係報告規則第 5 条関係)

→詳細は 8 ページ **8. ホームページアドレス** にあります北陸産業保安監督署ホームページで様式が掲載されていますのでご覧下さい。

参考

【罰則規定】

電気事業法第 4 2 条第 1 項 (保安規程)

事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、経済産業省令で定めるところにより、保安を一体的に確保することが必要な事業用電気工作物の組織ごとに保安規程を定め、当該組織における事業用電気工作物の使用の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。

電気事業法第 4 2 条 2 項

事業用電気工作物を設置する者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

電気事業法第 1 2 0 条

次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第 4 2 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

電気事業法第 4 3 条第 1 項 (主任技術者)

事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、経済産業省令で定めるところにより、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。

電気事業法第 1 1 8 条

次の各号の一に該当する者は、300万円以下の罰金に処する。

- 六 第 4 3 条第 1 項の規定に違反して主任技術者を選任しなかつた者

参考

平成29年度立入検査結果の傾向について

立入検査は、電気事業法に定められている自家用電気工作物の自主保安体制が、それぞれの事業場において確立され、保守管理が十分に行われているかどうかを検査し、今後の保安行政に反映させるために実施しています。

管内の自家用電気工作物設置事業場の中から、次に該当する事業場を重点に選定し、実施しました。

- ・平成28年度に電気事故があった施設
 - ・保安の確保が適切でないおそれのある施設（不適切事項等の報告のあった施設）
 - ・電気保安の実態把握が必要な施設（外部委託事業場や申請届出漏れ等のあった施設）
- これらに加え、公共施設等を優先し実施しています。

平成29年度の立入検査で指摘のあった主な事項は以下のとおりです。

(1) 保安規程について

- ・保安教育・訓練が適切かつ計画的に実施されていない。（3件）
- ・点検頻度が遵守されていない。（2件）
- ・点検が実施されていない。（3件）
- ・関係書類・図面の整備、修正がされていない。（8件）
- ・運転・操作基準が適切に定められていない。（2件）

※その他の指摘事項5件

(2) 電気工作物について

- ・A種接地工事の施工方法が不適切。（2件）
- ・B種接地工事が不適切。（2件）
- ・低圧屋内配線器具の施設方法が不適切（充電部露出、器具の固定等）。（5件）

※その他の指摘事項6件

設置者は、保安規程に定めた義務を遵守するとともに、電気設備の信頼性及び安全性の確保することの重要性を十分認識し、電気主任技術者の意見を尊重して、不良箇所については早急に改修し、電気保安の確保に万全を期されるようお願いいたします。

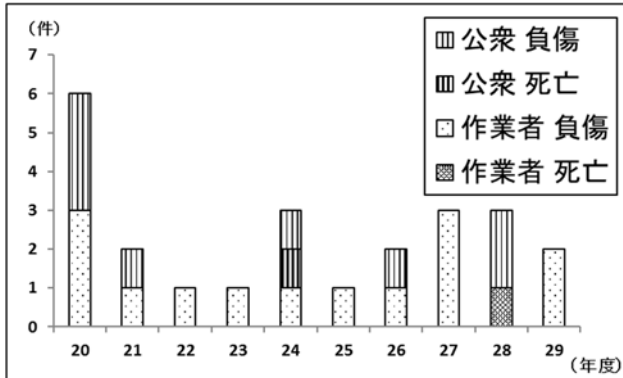
参考

平成29年度電気事故の概要について

平成29年度に管内で発生し、電気関係報告規則に基づき報告のあった電気事故について、概要は以下のとおりです。

○感電死傷事故は2件発生

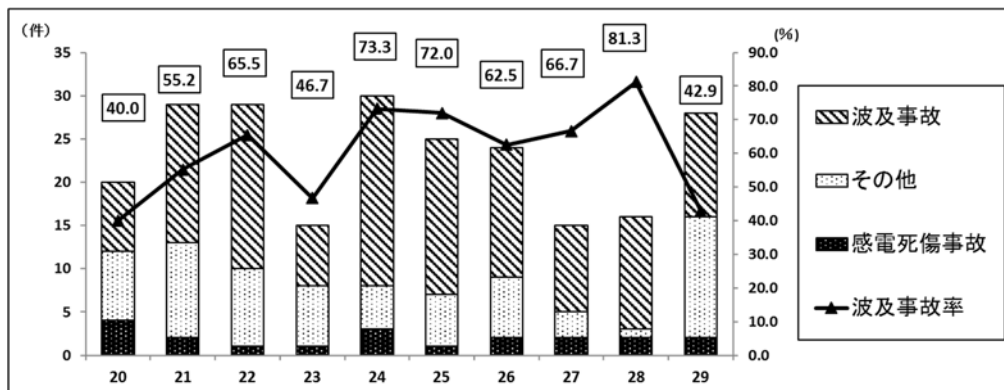
感電死傷事故の内訳（当署管内）



○自家用の電気事故28件のうち12件は波及事故

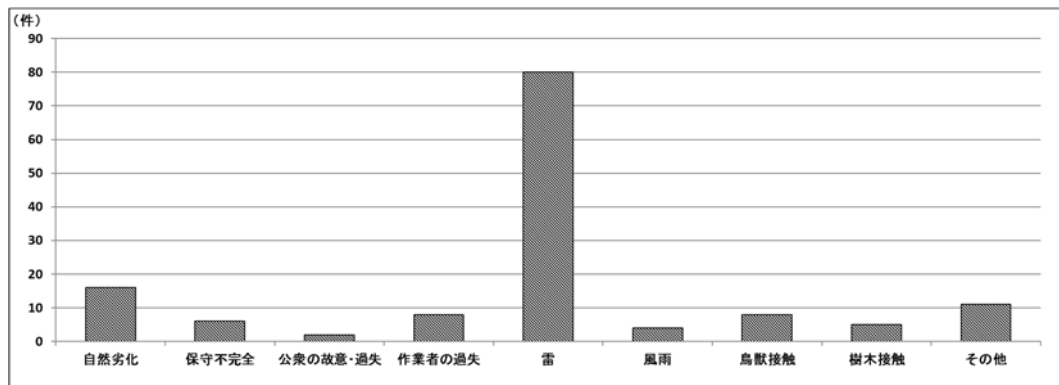
※波及事故とは「自家用電気工作物の破損等により周辺一帯の電力系統が停電に至る事故」

自家用事故種別と波及事故率（当署管内）



○波及事故12件のうち7件は自然現象の雷が原因

自家用波及事故原因（20～29年度集計：当署管内）



○雷による波及事故の対策

- ・ 避雷器の設置
- ・ 避雷器を放電電流の大きいものに取替
- ・ 避雷器の接地抵抗値の低減

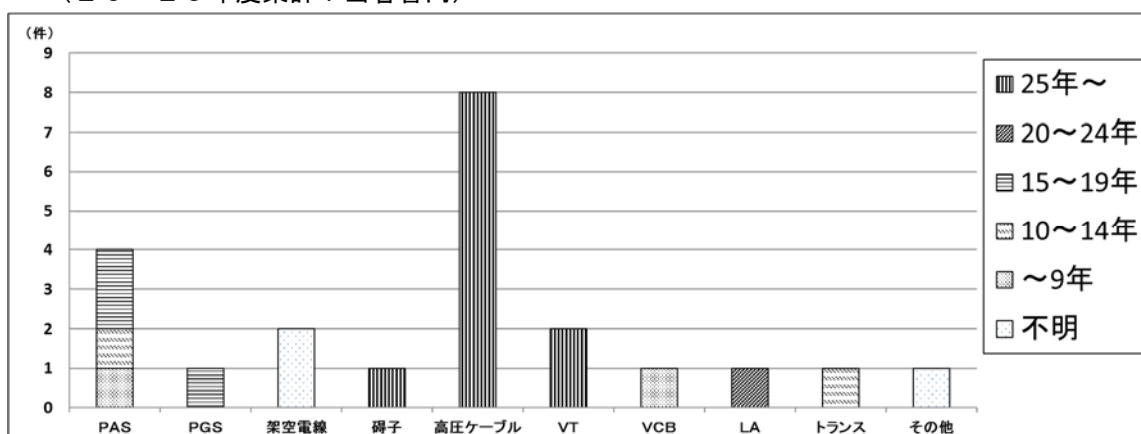
※避雷器とは「電気設備に侵入する雷による衝撃性過電圧に対し、その電圧を低減し、停電を生じることなく現状に復帰する性能を具備する装置」

平成29年度の電気事故は、感電死傷事故が2件発生しました。このうち、自家用の事故は、作業手順を遵守しなかったことや保護具の着用を怠ったことにより発生したものです。作業者は、事前に作業準備及び作業方法等について十分確認を行い、安全意識の向上を図ることが求められます。

波及事故は12件発生し、原因としては、自然現象（雷）が7件と最も多くなっていますが、保守不備（自然劣化、保守不完全）によるものも2件発生しており、使用年数は25年以上の電気工作物となっています。

設置者をはじめ電気の保安を担う方々におかれましては、自社の電気工作物施設並びに保守・保安体制を再確認され、事故の未然防止と電気工作物のより一層の安全性・信頼性の向上に努めてください。

波及事故原因が「自然劣化」「保守不完全」であった電気工作物の使用年数
(20～29年度集計：当署管内)



7. お問い合わせ先

中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署 自家用担当
〒930-0856
富山県富山市牛島新町11-7 富山地方合同庁舎3階
電話：076-432-5580 FAX：076-432-0909

8. ホームページアドレス

北陸産業保安監督署 <http://www.safety-chubu.meti.go.jp/hokuriku/>